

様式第 1 (第 1 5 条関係)

会 議 録

会議の名称	令和 3 年度 第 2 回和泉市建築審査会
開催日時	令和 4 年 2 月 9 日 (水) 午後 2 時から午後 4 時まで
開催場所	W E B 及び和泉市役所 4 B 会議室
出席者	別紙のとおり
会議の議題	別紙のとおり
会議の要旨	別紙のとおり
会議録の 作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の 確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> その他 (会長及び委員 2 名の確認を得ている)
その他の必要 事項 (会議の 公開・非公開、 傍聴人数等)	会議の公開・非公開 : <input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ 非公開 傍聴人数 : 0 人

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

別紙のとおり

令和3年度 第2回和泉市建築審査会 会議録

- ・と き 令和4年2月9日（水）午後2時～午後4時
- ・と ころ WEB及び和泉市役所4B会議室
- ・会議の次第
 - 議事次第1 開会
 - 議事次第2
 - ・定足数の確認（開会宣言）
 - ・議事録署名委員の指名
 - (1) 議案
 - ・建築基準法第43条第2項第2号許可（接道規定の特例許可）の個別同意について
 - 敷地位置：和泉市箕形町六丁目438番4及び440番
 - (2) 報告事項
 - ・建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について
 - (3) その他
 - ・第68回全国建築審査会会長会議について
 - ・大阪府建築審査会協議会50年誌への寄稿について
 - 議事次第3 事務局報告
 - ・次回和泉市建築審査会開催日時について
 - 議事次第4 閉会

・出席者

（委員）

会 長 坂 壽二
 会長代理 河西 立雄
 委 員 深堀 知子
 委 員 佐久間 康富
 委 員 川口 いずみ
 委 員 中西 孝子

（特定行政庁）

東 清隆 建築・開発指導室建築指導担当課長
 石田 雅士 建築・開発指導室総括主幹
 田中 紋 建築・開発指導室主事

（事務局）

本田 千晶 幹事・書記
 着本 啓史 幹事・書記

会 長	会議録署名委員	会議録署名委員
署名欄	署名欄	署名欄

議事次第1 開会

事務局：それでは令和3年度 第1回和泉市建築審査会を開催させていただきます。

議事次第2 議事 定足数の確認（開会宣言）、議事録署名委員の指名

坂会長：それでは、議事を進めさせていただきます。本日は竹歳委員が欠席されておりますが、和泉市建築基準法施行条例第73条第2項の規定により、本審査会が有効に成立していることを確認いたしました。本日の建築審査会会議録署名委員につきましては、河西委員と、佐久間委員とさせていただきますと思います。よろしくお願い致します。

議事次第2 議事（1）議案

坂会長： それでは、議案第2号 建築基準法第43条第2項第2号許可の個別同意について、審議に入ります。それでは議案内容について特定行政庁から説明をお願いします。

特定行政庁：（議案第2号「建築基準法第43条第2項第2号許可の個別同意について」議案内容を説明。）

坂会長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

中西委員： 質問なんですけれど、私有地道路の所有者は誰なのかということと、敷地と道との接道なんですけど、三角の端っこと接しており、少なくとも緊急自動車は入れるのでしょうか。こういう形状でこれがもっと薄い三角形の端っこになったときにチェックするようなルールをお持ちかどうかお聞きしたい。隣接地に公園と書いてありますが、これは公の公園なのでしょうか。

特定行政庁： 私有地通路の所有者ですが、ここの通路については隣の方と申請者の方共有で持っている通路になります。緊急車両についてですが、通路から敷地に進入していく寸法が少し少ないということでご質問いただいておりますが、基本的には車両については敷地まで到着すると、今回のケースについては一定の間口がありますので敷地内には入ってこれる計画となっておりますけれども、判断の基準としては敷地まで到達できるかどうかというところで考えております。公園につきましては、きちりと公かどうかという確認はとれてはいませんが、その南側が開発でできた住宅地になっておりますので、開発に伴って設置された公園というふうに考えております。先ほどの、緊急車両の進入に関連するものになるのですが、接道の考え方として通路から建物に入っていくこのルートで少なくとも接道規定に必要な2m以上を確保した上で、一部分でも敷地の首が閉まっているような場合は2m以上接していないという判断をしております。

深堀委員： 先ほどご説明があった一括同意基準における袋路状通路の定義についてという資料の中で⑥に近いということを教えていただいたんですけども、おおむね3.5m以内にしたというのは基準を作るときに何か3.5mにした根拠のようなものはあるのでしょうか。

特定行政庁： おおむね3.5mとなったのは、3.5mという数値が建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路を作る際の回転帯をとるときの必要な延長の長さというのが決められていて、その長さを基準に考えられた数値です。

深堀委員： 建築基準法第42条第1項第5号にその数値が出てくるということですね。

特定行政庁： 法第42条第1項第5号で位置指定道路が建築基準法上の道路になるということで規定されていまして、こちらの技術基準が政令第144条の4というところに定められております。そこで回転帯につきましては3.5m以内に設けることということで政令第14

- 特定行政庁： 4条の4第1項第1号ハに35mというのが規定されております。
- 佐久間委員： ちょっと今の議論とも絡むのですが、袋路状の一括同意基準で35mという基準がありながら51mで良しとする理屈というか、どう理解したら良いのかというのがひとつです。あと二つですけれども、先ほど接道している道路の所有の話がありましたけれども、そこだけ3.64mになっているってことだと理解したのですが、今後その私有地の道路なんですけど4mに下がることがあるのか、あるいはそういう同意みたいなものを隣の方とされてたりというような状況があるのか教えていただきたいというのと、防火上、空地の状況から問題ないというご判断なんですけれども、南側は航空写真でみると公園の横が畑になってたと思うんですけど、今後立ち並びがないとはいえないかなということもあるので、今は空いてるんですけども、今後のことを考えると防火上支障がないと言い切れるのかってところが気になったんですけども、3点教えていただければと思います。
- 特定行政庁： まず1点目、基準上おおむね35メートルとなっている中で51メートルという所の延長が支障がないかと言うところですけども、冒頭、ご説明させていただいた通り、当初一括同意基準を定めた際に大阪府の基準を踏襲した上で、袋路状の通路についてはすべて認めるということではなくて一定のことは審査会で審議すべきだと言うところの基準となっております。35メートル以下であれば建物用途・規模に関係なく袋路状でないという扱いを一定の基準として定めておりまして、今回のように一戸建ての住宅でなおかつ前面の通路が一直線で見通しが良いと言うところで用途と現状の通路の状況を踏まえまして51メートルでも支障ないだろうと言うふうに考えて諮問をさせていただいております。2点目の通路の所有になりますが、今回の敷地については突き当たりになりますが、それぞれ両サイド、画面で7番ですとか6番と言うところでこの通路に対して接した形で建築計画がされた場合につきましては私有地であってもそれぞれ4メートル以上に後退すると言うのが許可基準となっておりますので次の建築行為があった場合には4メートルに広がっていくと言う形になっております。許可基準で定められておりますので今回の計画に対して将来的に4メートルに広げると言う同意はいただいております。最後に、南側の部分で建築計画が将来的にあった場合に防火上支障がないかと言うところになりますが、今回の計画につきましては提案基準の8というのに基準上は合致している、ただ袋路状であるというところで諮問させていただいておりますので防火上の部分につきましては基準通りの計画になっておりますので奥に立ち並んだとしても支障がないと言うふうに考えております。以上になりますがよろしいでしょうか。
- 佐久間委員： はい。わかりました。とすると、51メートルについては委員側に問題ないかと言う見解を求められているという理解でよろしいでしょうか。
- 特定行政庁： 我々の方としましても一戸建ての住宅と言うことで現状と交通量も何も増加するものではないと言う所と、道路から敷地まで一直線で見通しが効いておりますので車両の対向等についてもスムーズに行えると言うところで一旦特定行政庁として許可しても問題ないというふうに判断しております。
- 佐久間委員： わかりました。参考で追加の質問で恐縮なんですけれども、2点目の質問で7番のあたりとか、次の建築計画のときには4メートルになるということですけども全部が4メートルの幅になった場合は特に4メートルになると一括同意基準での扱いになるということなのか、それとも4メートルでも袋路の場合は個別審査になるということなのでしょうか。

特定行政庁：　そうですね。4メートルになると該当する提案基準は変わるんですけども一括同意基準に該当するかどうかと言うところでは同じ袋路状かと言うところが基準になりますので扱いは同じになります。

佐久間委員：　分かりました。ひとまず質問をさせていただいたところについては了解しました。

中西委員：　先程の底地の所有の話ですが、敷地の接しているところは共有と言うふうにおっしゃったのですが、半分持っていると言うことではなくて共有と言う事なのでしょうか。それと分筆されているのでしょうか。この道の部分が建築物の部分と分筆されているのか、されていないのかもお聞きしたいのですが。要するに、ちょっと増やしたいとか言って、隣の人が道状のところを次の建築計画に取り込むと言うことも法的にもできそうなんですよね。そうすると、この51メートルが必ずしも担保性がないように思えるのですけれども。その辺どういう風にお考えなのでしょうか。

特定行政庁：　まず、前面の通路については、隣の方と2分の1の所有になっておりまして通路部分で分筆された状態になっております。

中西委員：　両方ですか。

特定行政庁：　はい。お隣の建築の際に通路を取り込んでと言うところを心配されているご意見をお伺いしたのですが、許可の中で現況の幅員に対してさらに後退を求めると言う基準になっておりますので、現状の幅員と言うところは担保されるというふうに考えております。

中西委員：　すいません、最後。担保されるというわけではないと思って、行政指導上は、それはなさるんでしょうけれども、いやいやこれはうちの土地だからと言われたら絶対に阻止はできないんじゃないかと思うのですが。

特定行政庁：　許可を受けて広がった道につきまして、それを戻したり狭めると言う事は許可条件違反となりますので。

中西委員：　隣の方は許可を受けてないんですよね。

特定行政庁：　受けてないですね。

中西委員：　隣の方は許可に影響されないんじゃないですか。

特定行政庁：　現状のままでは許可を受けておりませんので、仮にそういう行為があった場合については行政指導と言う形になると思うんですけども、そもそも当該通路につきましては今回敷地の所有者が2分の1所有しておりますので所有権的なところでは対抗できるのではないかと思います。

中西委員：　半分の共有ですか。

特定行政庁：　いえ、一筆を2分の1ずつ所有権を持たれているという状況ですね。

中西委員：　分けて持っていると言う事ですね。共有持ち分ではなくて。

特定行政庁：　一筆をそれぞれ2分の1、所有権を持たれている状況ですね。

中西委員：　50%ずつ持つておられると言う事ですね。

特定行政庁：　そうですね。

中西委員：　持ち分比率で。

特定行政庁：　はい。

中西委員：　分かりました。

坂会長：　審議も含めてご意見をお願いしたいと思います。

佐久間委員： やっぱりちょっと 51メートルが気になるのですが、35で51と言うことで特定行政庁としての見解を示していただいたんですけど、ちょっとためらいがあります。積極的な反対があるわけではないのですが、ほんとにいいのかと言う事はちょっと思っています、一定ご説明はいただいたんですけど、大丈夫なんでしょうか。転回する場所が取れるとか、一定担保できるようなものがあったりですとか、もう一つ安心材料があればいいんですけど。35の51で問題ないと言われると、では60ではどうなのか70ではどうなのかみたいなことが、ちょっとためらいがあるんですけども。何か問題ないとされる論拠というか、もう少し聞かせていただきたいなと思います。

特定行政庁： これまで個別同意いただいている案件の中でも少し触れさせていただいてる内容にはなるんですけども43条の許可制度自体が4メートルに満たない2項道路と同等の街並みが形成されていくと言うようなところが基本にあると言う制度になっております。和泉市の地形的な特性もあって実際建築基準法上の道路であっても行き止まりで通り抜けていない道路で、当然35メートルを超えるような建築基準法上の道路というのが少なからずある状況になります。そういったところであれば戸建て住宅以外にも不特定が使うような用途でも許可なく建てられるという状況がひとつ前提としてあるかなと言うところで。ただ許可をするにあたって通り抜けている通り抜けてないと言うところは、一つ一つ通路の状況と建てられる建物を踏まえて判断をすべきだと言う当時の審査会の判断があった形で現在の基準となっております。また、和泉市の場合ですと35メートルを超える場合は個別に審議をいただく形にはなるんですけども、大阪府の基準を使った場合につきましては51メートルでありましても一括同意で許可されているような状況です。ですので、一定位置指定道路の築造基準と言うところの35メートルというので一旦縛りを設けたもののそれを超えるものを排除するというわけではなくてひとつひとつ見ていこうという中で今回戸建ての住宅であって、そういう他の2項道路との建築基準法上の道路の状況と比べても特段支障が生じるものでは無いだろうと言うところで判断しております。大阪府の基準であれば審査会でご審議いただくまでもなく許可されているような案件にはなっております。

佐久間委員： 了解しました。参考までにこれまでの許可の実績で、これまでであるから良いというわけではないとは思いますが、これまで許可の実績の中から見てもこれくらいのは和泉市の特性上はいくつか許可してきたという理解でよろしいですか。

特定行政庁： 過去にも類似のものはあると聞いております。

中西委員： なぜ51メートルもあるのに許可を出すのかというのが、やっぱり市の答えを聞いても判然としないんですけども。今後はその手前の工場とかパーキングが開発される可能性というのが非常に高いと思うんですけども。そのときに51メートルの道路の両脇に建物が並んでしまうという可能性はあるですね。で、それを考えたらそうなったときにここに回転帯を取りなさいという指導はできないと思いますね。その敷地をただで出さないと位置指定とか開発の伴わないものに対してそれは出来ない。そうすると51メートルの道路の周りに回転帯もなく行き止まりでべったり建物が張り付くというのは想像されるのでそれに対して歯止めがないならば、やはりこれは特別な許可をわざわざすべき案件ではないと私は思うんですが、いかがでしょうか。

特定行政庁： 今懸念されてることに关しましても、我々としては先ほど佐久間委員のご質問にお答えさせていただきましたように、他の建築基準法上の道路の状況を踏まえて支障はないというふうに考えてはおります。

中西委員： その 51 メートルで回転帯なしの位置指定はできないんですね。それでなんの不安もおかしいところもないというのは若干納得できませんけれど。

特定行政庁： 我々の方の考え方としては、位置指定道路については建築基準法上の道路になりますので、法的な他の規制はありますけれども、建てられる建物の用途も規模も制限はないというところはひとつあるかなと。今回の許可については戸建て住宅の建替えであるということですね。通路の状況についてもある一定見通しが良くて4メートル切れる部分はあるんですけど一定の幅員があるというところで判断させていただいておりますので、これが戸建て以外のどんな用途どんな規模でもここで建築を認めるかということそこは少し判断は別になると考えております。

坂会長： 他の委員の方、同意の件も含めて何かご意見ございませんか。

特定行政庁： 最後にもう一度ご説明させていただきます。まず、和泉市が特定行政庁になった際に許可基準を定めたんですけれども、その時に大阪府の基準を踏襲しながら、和泉市として強化するというか慎重に考えていくべきということで取り扱ったのが、まず公共が入っている道と完全な私道、これは別に考えるべきだろうということになりました。そのうえで、私道で4m未満の私有地通路に面するものは戸建て住宅であっても階数を2階以下にするべきということで、これは大阪府基準より強化しています。加えて、2.7m未満の私道に接するものであれば、和泉市の許可基準としても用意していないのですべて個別で審議しようという整理をしています。といいますのも、先ほど説明しましたように、そもそも43条許可は二項道路でできていく街並みを最低限クリアしようということで将来的には建て替わっていくとこの道も広がっていく可能性があるんですけども、先ほどの中西委員の懸念のように必ずしも広がるわけではなく、開発によってはこのままの道が維持されることもありますので、二項道路であれば建物用途・規模制限なく、例えば5階建てでも共同住宅でも建てれるんですけど、そこをあえて2階建て以下の戸建て住宅という風に制限をしているということです。加えて、今回の議論のメインである袋路状通路については、審査会に和泉市としては大阪府と同様に袋路状であっても一括同意でやりたいということをご提案させていただいたのですが、緊急車両の問題であったりとか、道であっても今回のように真っすぐな道もあれば、曲がりくねって実際車が入って行きにくい道もありますのでその場合でも同じ35mという換算がなされますので、やはり袋路状通路については一件毎にその状況を見ながら審議していけばいいだろうということになりました。特に延長35mの考え方については、43条許可をするに当たっての判断の基準の交通上、安全上、防火上、衛生上の中の交通上がキーになるかなと思われまます。その際に戸建て住宅であって特段自分の車は敷地内で回転できるように計画になっているということと、それほどサービスの車両も入ってこないということに加えまして、今回写真でお示しているように幅員が比較的4m近くあって一直線で見通せるということから、一番懸念とされる交通上もなんら支障がないと考えましたので、許可することに問題はないという判断をしています。

坂会長： よろしいでしょうか。中西委員、他に何かご意見ありますでしょうか。

中西委員： やっぱり、市がおっしゃるところで最低限の街並みを守るということになれば、ここをわざわざ許可を与えるべきかと考えると、何故そこまで後退しなければいけないのか。できれば少しずつでも良い街にしていけるものなら、ここで許可出さない方がまだ良いのではないかと思います。以上でございます。

深堀委員： 意見なのですが、35mが51mに延びたということで個別同意としてあがっていると思うんですが、距離が長いことによって、交通上、安全上、防火上、衛生上の危険が増しているかどうかを考えるべきだと思うんですけど、私の意見としては距離が長くなったことで危険が増しているとは思わないので許可しても良いのではないかと考えています。それで三角になっているところが消防車等が入るときに支障がないのかという懸念はあったんですけど、それは大丈夫だということでしたので私としては賛成意見です。ちょっと最後にそれだけお伝えしておきます。

中西委員： 今の状況であれば、おっしゃる通りなのですが、位置指定の基準で35m以内に回転帯をとるということは、今後どれだけ建物がここに張り付いてくるかわからないわけで、べったり張り付いたときに何の回転帯もない道路ができてしまうということも想定されるので、それが35mという基準を政令で定めている意味だと思います。このままいけば回転帯なしで51mの道路ができてしまう可能性があるということでは私には良くないと思います。以上です。

坂会長： ほかにご意見はありますか。

川口委員： 袋小路の救急車両の話聞いてたら、自分の自家用車で家に帰ったときに、袋小路で救急車両が入ったときに本当に家が住宅地なので本当に大丈夫なのかなというのは、搬送とかになった時に飛び回ったりするからすごく狭いのでこれは大丈夫なのかなというのは、賛成して良いのか反対して良いのか、医療からするとちょっと心配なのは心配だなという風に考えていました。

特定行政庁： 救急車両につきましては建築基準法としては、特段配慮された規定はなく、この幅員であれば入っていける判断をしています。回転できないので、バックで戻っていくのか、府道からストレッチャーで入っていくかになると思います。延長の51mは支障ないという判断をしており、今後無制限で100mとかというのは考えていません。遠くなってくれば当然敷地の近くに回転帯となる道路があったり、なければ自分の敷地内で回転させることは実際運用事例もあるため、そういったケースでなんとか確保してるものです。以上です。

川口委員： ありがとうございます

河西委員： 現状で住宅が建っていて、写真で拝見すると敷地の中で車が転回できるように思えないので、それが疑問に思いました。さっき説明があった中で和泉市の特性として類似するような案件があって、かつては認めてきたということだが、それを考慮すると今までよかったのに今回は認めないということは申請されている方にどうかなと思いました。なので私個人としては認めてもよいのではないかと思います。以上です。

坂会長： では、審議の経過から反対意見がある場合には、まず採決方法を決定したいと思います。賛成の方の挙手による採決を基本としますが、採決方法に提案がある場合は挙手をお願いします。

【採決方法に関する提案なし】

坂会長： では、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

【委員4名】挙手

坂会長： 賛成4名ですので、この案件については同意することといたします。

議事次第2 議事（2）報告事項

坂会長： それでは、引き続き（2）報告事項に移らせていただきます。建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について、特定行政庁から報告していただきます。

特定行政庁： （議案第2号「建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意について」議案内容を説明。）

坂会長： それでは、ご質問はありますか。

中西委員： 2259、5番の案件ですが、これは共同住宅何戸でしょうか。

特定行政庁： 2階建ての住戸数6です。

中西委員： 6ですか。市管理道路というのは、必ずしも市が所有しているものではないのですか、市が管理されているというものでしたか？

特定行政庁： はい。表面だけ管理している場合も市管理道路となります。今回は底地も表面も市所有で管理しています。

中西委員： はい。それと7番目ですが、ここで市管理道路の着色部分が宙に浮いているのですが、これは正しいのですか。

特定行政庁： そうですね。市の管理道路としては敷地前面までになっています。

中西委員： 三林町2号線まで到達していないのですか。

特定行政庁： 道形態はあるのですが、市管理道路としてはこの着色部分までとなっています。

中西委員： これで三林町2号線に至るところは市管理道路ではなくて、幅員はどれだけあるのでしょうか。

特定行政庁： 手元に正確な資料がないのですが、3m程度の里道が三林町2号線まで通っています。

中西委員： わかりました。ありがとうございます。

坂会長： ほかにご意見ありますか。ほかに無いようでしたら今回の内容については了承いたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

議事次第2 議事（3）その他

坂会長： 引き続きまして(3)その他の報告に入ります。まず「第68回全国建築審査会・会長会議」第東課長から報告をお願いします。

特定行政庁： ((3)その他「第68回全国建築審査会・会長会議」について説明)

令和3年10月28日にWEBにて開催された第68回全国建築審査会・会長会議について東より説明。テーマは「歴史的文化的価値を有する建築物群の活用について」であった。

坂会長： 何かご質問ご意見はありますか。

佐久間委員： 最近の市街地行政、防災の対応について和泉市で災害に向けた対応の検討や建築制限かけるとか、河川沿いの危ないところを指定するなどは考えてられていますか。あと、文化財について和泉市でも事例報告にあったような建築基準法を使って守っていくような物件があれば参考までに教えてください。

特定行政庁： まず1点目、和泉市での災害関係でなにか強化しているかということについて、まさに3月の議会で土砂のレッドゾーンを含む開発許可を行う場合について強化するという条例改正を行ったところですが。今後レッドゾーンでの開発許可は難しくなってくると思えます。また、長期優良住宅の認定の中でも、河川氾濫の箇所について、復旧しやすいものが今後

基準して定められていくと思います。

和泉市での伝統的建築物の指定の可能性については、実は特定行政庁になる直前に小栗街道の道沿いに伝統的建築が立ち並ぶ地域があって、将来的に建築基準法第3条の指定をして残していく話もしていましたが、残念ながら現在は解体されてしまって住宅になってしまいました。なので和泉市としてそういった指定のできる所はないように思います。

佐久間委員： ありがとうございます。1点目のほう条例が議会を通れば参考までに詳しく教えてほしいです。

中西委員： 開発許可の話があったが、熱海での土砂の不法投棄について、自治体ごとに条例があったりなかったりするようだが、和泉市では、条例や指導要綱はあるのでしょうか。

特定行政庁： 一定の規模以上の盛り土をする場合は、環境保全課に届出することになっているため、正規の手続きがされているのであれば、市で把握できるようになっています。

坂会長： 他にご意見、ご質問はございませんか。

ないようでしたら、「大阪府建築審査会協議会50年誌への寄稿について」の報告に移ります。

特定行政庁： 1月13日付で大阪府内建築審査会協議会会長からで記念史をつくるため、寄稿を寄せてほしいとの依頼があり、事前に各委員のみなさまにご意向を伺いましたが特になかったため、事務局と坂会長のほうで作成させていただきました。内容としては、コロナ禍での審査会の開催、審議のあり方について苦労を要したことを中心にまとめました。

坂会長： 特にご意見、ご質問はございませんか。

では報告事項について終わらせていただきます。

続きまして、会議録の公開・非公開についてですが、本日の会議録について、公開としてよろしいですか。

全委員： 異議なし。

坂会長： それでは、本日の会議録は公開とします。それでは事務局にお返しいたします。

議事次第3 事務局報告

- ・次回開催予定の建築審査会については現在相談案件がないため、今回が今年度最終の開催となることを報告。
- ・来年度の開催について後日事務局から日程調整を行うことについて連絡を行った。

議事次第4 閉会

事務局：以上をもちまして、令和3年度第2回和泉市建築審査会を閉会します。